

## 議案第43号

### 基山町環境基本条例の制定について

基山町環境基本条例を次のように定める。

令和元年12月3日提出

基山町長 松田 一也

## 基山町条例第 号

### 基山町環境基本条例

#### 目次

##### 前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 基本方針（第8条—第10条）

第3章 環境基本計画（第11条・第12条）

第4章 環境審議会（第13条）

第5章 雑則（第14条）

##### 附則

私たちのまち基山町は、佐賀県の東端に位置し、北部には国の特別史跡基肆城跡がある基山（きざん）、西部には脊振山系を望み、東部や南部には筑紫平野に向かってひらけた丘陵地帯が続き、秋光川、実松川、高原川、山下川、関屋川が流れている。この四季折々の季節を感じることができる環境は、町民の財産であり、心のふるさととなっている。

私たちは、先人から受け継いだ豊かな自然や歴史や史跡、文化を守り育み、継承する役割を担っている。

私たちの生活は、近年の社会経済活動により飛躍的に便利になったが、一方ではこの活動が、環境に様々な影響を及ぼし、地球温暖化など地球的な規模の環境問題を引き起こしている。これからは、一人ひとりが環境へ影響を与えている活動を見直し、環境の保全と創造に取り組むことにより環境への負荷が少ないまちづくりを推進しなければならない。

このような認識の下に、次世代を担う子どもたちが豊かで良好な環境の中で暮らし続けられるまちをつくるため、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、基山町（以下「町」という。）における環境の保全と創造について基本理念を定め、次世代を担う子どもたちに豊かな自然環境を残し、自然環境と人間生活が調和する誰もが住みよいまちをつくることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）町民 町内に住所を有する個人、町内の事業所に勤務する個人、町内の学校に在学する個人及び町内で活動する団体をいう。
- （2）滞在者 旅行その他の目的で町内に滞在する町民以外の個人をいう。
- （3）事業者 町内において商業、工業、農業その他の事業を営む者をいう。
- （4）環境への負荷 人の活動により、大気、水、土壌、動植物その他の環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- （5）公害 環境の保全上の支障のあるもののうち、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に被害が生じることをいう。
- （6）温室効果ガス 大気中に存在し、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす二酸化炭素等の気体の総称をいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全と創造は、次に掲げる基本理念により行われなければならない。

- （1）豊かな緑、清らかな水及び澄んだ空気に抱かれたまちの自然環境を大切に守り、次世代を担う子どもたちに引き継いでいくこと。
- （2）環境に配慮した営みを行うことにより、里山、水辺、田園等が一体となったまちの自然環境を守ること。
- （3）環境を守ることの大切さを学び、より良き環境を創造する意識が向上することにより、地球規模の環境問題に地域から行動するまちを目指すこと。
- （4）環境への負荷を低減することにより、誰もが住み続けたいまちにすること。

（町の役割）

第4条 町は、環境の保全と創造のため、基本的かつ総合的な施策を策定し、実施するよう努めなければならない。

- 2 町は、施策を実施するに当たって、快適な環境が確保されるよう努めなければならない。
- 3 町は、町民、滞在者及び事業者が自主的に行う環境の保全と創造に関する活動を支援するよう努めなければならない。

（町民の役割）

第5条 町民は、資源及びエネルギーの節約並びに廃棄物の排出抑制及び再生利用を図るとともに、生活上の公害を防止するなど環境への負荷の低減に努めるものとする。

2 町民は、前項について町が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(滞在者の役割)

第6条 滞在者は、滞在期間において資源及びエネルギーの節約、廃棄物の排出抑制その他の環境保全に努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、その事業活動を行うに当たり、公害を防止するため、自らの責任において適切な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、資源及びエネルギーの節約及び有効利用を図るものとする。

3 事業者は、廃棄物の排出抑制及び再生利用を図り、地球環境への負荷の低減に努めるものとする。

4 事業者は、前3項について町が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

## 第2章 基本方針

(施策の基本方針)

第8条 町は、第3条の基本理念の実現を図るために、次に掲げる施策の基本方針を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 水、大気、土壌その他の環境の構成要素を将来にわたって良好な状態に保持することにより、町民の健康を保護し、生活環境の保全と創造に努めること。

(2) 動植物の生息又は生育に配慮し、健全な生態系の保全を図るため、森林、河川、農地等の適正な維持管理又は利用に努めること。

(3) 町民及び事業者が学校、家庭及び地域において、環境への理解を深め、環境に配慮した生活及び事業活動ができるよう、環境に関する教育及び学習の推進、情報の提供に努めること。

(4) 地球温暖化を防止するため、資源及びエネルギーの節約及び有効利用、温室効果ガスの排出抑制並びに廃棄物の排出抑制及び再生利用を図ることにより、環境への負荷の少ない循環型社会の構築に努めること。

(必要な措置)

第9条 町は、環境の保全と創造に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、町民、滞在者及び事業者が自主的に行う環境の保全と創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(国、県及び他の地方公共団体との連携)

第10条 町は、広域的な取組を必要とする環境施策について、国、県及び他の地方公共団体と連携し、その推進に努めるものとする。

## 第3章 環境基本計画

(環境基本計画の策定)

第11条 町長は、第3条に掲げる基本理念及び第8条に掲げる基本方針に基づく施策を総

合的かつ計画的に推進するため、基山町環境基本計画（以下この条及び次条において「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 環境基本計画は、環境の保全と創造に関する目的を達成するための具体的施策その他重要事項について定めるものとする。
- 3 町長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ町民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、第13条に規定する基山町環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 町長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（環境状況の報告）

第12条 町長は、環境基本計画に基づき実施した施策の状況等について、基山町環境審議会に報告するものとする。

#### 第4章 環境審議会

（環境審議会）

第13条 町長は、環境の保全と創造に関する事項を調査審議するため、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、基山町環境審議会を置く。

- 2 基山町環境審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

#### 第5章 雑則

（委任）

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

#### 提案理由

本町における環境の保全と創造についての基本理念を定め、次世代を担う子どもたちに豊かな自然環境を残し、自然環境と人間生活が調和する誰もが住みよいまちをつくるため、基山町環境基本条例を制定する必要がある。

令和元年12月13日原案可決